

一般乗用旅客自動車運送事業における乗務距離の最高限度について

旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項の規定に基づく地域及び同条第2項に基づく乗務距離の最高限度について、下記のとおり定めたので公示する。

平成21年10月26日

北海道運輸局長 尾 澤 克 之

記

1 指定地域

- (1) 札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く。）及び北広島市の区域
- (2) 小樽市の区域
- (3) 函館市（ただし、平成16年12月1日に編入された旧南茅部町の区域を除く。）及び北斗市の区域
- (4) 旭川市の区域
- (5) 室蘭市の区域
- (6) 苫小牧市の区域
- (7) 釧路市（ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。）及び釧路町の区域
- (8) 帯広市の区域
- (9) 北見市（ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。）の区域

2 乗務距離の最高限度

- (1) 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業用自動

車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)に基づく隔日勤務運転者について

上記1(1)から(9)の地域 370キロメートル

(2)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)に基づく日勤勤務運転者について

上記1(1)から(9)の地域 280キロメートル

3 適用

次の乗務距離については、算入しないものとする。

(1) 高速自動車国道及び自動車専用道路に係る乗務距離

ただし、乗務記録に高速自動車国道又は自動車専用道路の名称、走行区間、走行距離、領収書等の記載又は添付を要することとする。

(2)「一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録を義務付ける地域等の指定について」(平成18年12月20日付け北海道運輸局公示第58号)4.(1)及び(2)に該当する場合の乗務距離。

附 則

この公示は、平成21年11月1日から適用する。